

令和8年度伴走支援型観光地域力強化推進事業 実施要領

1. 事業の概要

- ・多様化する観光客ニーズに対応するため、地域の受入体制の整備や満足度の高い観光地づくりを推進し、交流人口や観光消費の拡大に繋げ、地域経済の活性化を図る。
- ・北海道の各地域の課題解決や魅力向上の取り組みを加速化・深度化を図り、地域の「稼ぐ力」を推進するため、地域が自主性・主体性を発揮して実施する観光地づくりに対し、将来的な自走化に向けた支援を行う。

事業の取組方針

- ・地域において付加価値が高く、商品開発につながる下記の項目について重点的に取り組むこととする。また、持続可能な観光の推進に資する取組を行うこと。

<支援項目>

- (1)ガストロノミーツーリズムの推進(その土地の気候風土が生んだ食材・慣習・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しむ、食文化に触れることを目的としたツーリズム。ワイン、日本酒、ウイスキー等を含む酒をテーマとしたツーリズム)
- (2)ナイトタイム・エコノミーの推進(自然資源の夜間活用など、夜間消費拡大をテーマとしたツーリズム)
- (3)アドベンチャートラベルの推進(アクティビティ、自然、文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成されるツーリズム)
- (4)その他(AI を活用した取組、探究学習による教育旅行の推進、ゼロカーボンの推進、本道の特色を活かした観光地づくりの推進 等)

2. 応募の手続き

(1) 提案者の要件および対象区分

① 提案者の対象となる者は、次のとおりとする。

区分		交付対象者 (北海道内)	事業実施地域・内容
DMO 枠 自走化モデル創出支援		DMO	DMO の形成・確立計画に基づき、地域課題の解消および自走化モデルの創出を目的とする取組であること
広域連携枠 自走化モデル創出支援		観光協会・連盟(DMO 含む)、地方公共団体	複数の市町村にまたがる地域において、広域的な観光地づくりを推進するため、関係市町村等が連携し、戦略的に自走化モデルの創出を目指す取組であること
地域単独枠	自走化モデル創出支援		単独の市町村の区域内において、地域の観光資源の掘り起こしおよび磨き上げ等を行い、戦略的に自走化を見据えた観光地づくりを行う取組であること
	観光地づくり支援	観光協会・連盟(DMO 除く)、地方公共団体	単独の市町村の区域内において、地域課題の解決や観光地の魅力向上等に取り組む事業であること

※観光協会・連盟(DMO 含む)、地方公共団体を含んで組織する実行委員会や協議会等の団体も含む。

※本事業の立ち上げを目的とした準備をする実行委員会や協議会等の団体も対象とする。同一の事業内容による応募は最大3年間を限度とする。

■ 自走化モデル創出支援とは

- ・KPI(アウトカム)の内容などから、自走化の可能性が高いと見込まれる申請を対象とする。
- ・自走化を促進するため、アドバイザーを派遣して伴走支援を行う。

■ 観光地づくり支援(単独の市町村区域内)

- ・コンテンツの磨き上げなど、観光地づくりに取り組みで自走化を目指すものを対象。
- ・KPI 設定:アウトプットのみの設定でも可。
- ・アドバイザー派遣:自走化支援を優先するが、状況に応じて派遣する。

② 応募条件

【DMO 枠(自走化モデル創出支援)の場合】

DMO 枠(自走化モデル創出支援)のほか、「地域単独枠(自走化モデル創出支援)」または「広域連携枠(自走化モデル創出支援)」のいずれか1件に応募することが可能。なお、複数の事業に応募する際は、応募時に事業の優先順位を決めておくこと。

原則として、同一の事業内容による応募は最大3年間を限度とする。

【地域単独枠・広域連携枠(自走化モデル創出支援)の場合】

1団体(※)につき2事業の応募を限度とする。

但し、各区分1事業を上限とする。(最大でも、「地域単独枠(自走化モデル創出支援)」1件、「広域連携枠(自走化モデル創出支援)」1件、「地域単独枠(観光地づくり支援)」1件のうち、2件)

なお、2事業応募する際は、応募時に事業の優先順位を決めておくこと。

原則として、同一の事業内容による応募は最大3年間を限度とする。

(2)参照

- ⑦ その他明らかに不適切と思われる経費。

(2) 什器・備品および消耗品の制限

- ① 単価 10 万円(税込)を超える什器・備品の購入は、総事業費の対象外となる。
- ② 導入に当たってはリースと購入の双方の見積を取得し、経済合理性の観点から最も適切な方法を選定すること。
- ③ 消耗品費(10 万円未満の什器・備品含む)の購入上限額
 - ・DMO枠 100 万円
 - ・その他 事業費全体(現金ベース)の 20%または 50 万円の少ない方の金額
- ④ 消耗品費で購入した什器・備品については、「証拠書類」として購入物の写真も貼付すること(但し、単価 2 万円以上の什器・備品の場合に限る)

(3) プロモーション費用について

本事業は誘客目的ではなく、観光地づくりの「検証」を目的としたプロモーション(催事、イベント出展費、旅費、セールスコール等)を支援対象とします。支出割合は事業の全期間を通じて一律、**事業費総額(現金ベース)の 30%以内**と定めており、過大な計上は認められません。

6. 支給金額と地元負担

(1) 支給の限度額

区分	支給上限額	支給下限額	地域負担額(現物協賛含む)
DMO 枠(自走化モデル創出支援)	1,000 万円	500 万円	観光機構が支給する金額の同額以上
広域連携枠(自走化モデル創出支援)	400 万円	100 万円	同上
地域単独枠(自走化モデル創出支援)	300 万円	100 万円	同上
地域単独枠(観光地づくり支援)	200 万円	50 万円	同上

(2) 地元負担と現物協賛の積算

- ① 機構の支給額と同額以上を、現金又は現物協賛額(※)で担保しなければならない。

※「現物協賛額」とは、関係の観光事業者(宿泊・運輸・体験観光事業者・旅行会社・飲食店等)による通常提供価格から実際の割引額、各関係機関等により提供された協賛品(例:無料宿泊券、ノベルティ他)、当該事業に関する新聞・雑誌・無料パブリシティ、ボランティアスタッフの人件費等を現金に換算した金額のことをいう。ただし、提案者(構成員を含む)の人件費は現物協賛の対象外とする。

- ② **現物協賛額の算出にあたっては、以下の区分により試算すること。**
 - ・**値引き:税別価格に基づき試算**
 - ・**パブリシティ(雑誌、新聞等の掲載料):税込価格に基づき試算**
- ③ 地元負担の透明性を確保するため、実績報告時に以下の積算根拠書類を添付すること。
 - ・広告料金表(広告業協会等発行のもの)、類似団体の料金表、モニター招聘の正規運賃と実支払額の差額証明、ノベルティ提供の証拠写真等。
 - ・パブリシティ(記事・放送): 放送日時、出演 DVD、新聞記事、媒体広告の写しのほか、記者とのやり取り等、協力の意思確認ができる書類が必要。
 - ・単独の事業者の多大な値引きではなく、複数事業者の現物協賛があることが理想。

7. 実績報告と精算

(1) 報告期限と支払

- ① 実績報告書は原則として事業終了後 30 日以内(令和 9 年 2 月 26 日に完了する事業は令和 9 年 3 月 5 日迄)に提出しなければならない。令和 9 年 3 月 5 日(金)厳守。
- ② 負担金は事業終了後の報告をもって支払う。但し、1 回に限り概算払い(支給予定額の9割迄)の請求ができる。

(2) 旅費・宿泊費の精算ルール

- ① 原則実費支給とする。定額支給を行う団体は所属団体の旅費規程を電子データで提出すること。(日当・食糧費は対象外)
- ② 鉄道運賃、航空賃、レンタカー代、ガソリン代、高速料金、駐車場の領収書が必要。航空賃は搭乗案内・搭乗証明書も必要。
- ③ 出張時は規程に基づく報告書(復命書)を作成し提出すること(写真を添付)。
- ④ 出張中、目的に逸脱した行程や日数(私事都合等)で旅行した場合、該当分は対象外となるので行程表を提出すること。

(3) 精算と端数処理

精算時における観光機構の負担金と地域負担金(現金ベース)の割合は、応募時の割合の範囲内とする。最終的に**事業費(現金ベース)を満額執行できなかった場合**においても、応募時の割合に基づき支給予定額を減額精算する。なお、負担割合の算出は小数点第 1 位まで(第2位以下は四捨五入)とし、これに基づき支給額を確定する。

8. 選定基準およびスケジュール

(1) 選定基準

審査会において以下の基準等に基づき選定する。

- ① 地域の現状・課題を解決するための取組内容、ビジョン・コンセプト。
- ② 中長期的な事業計画と数値目標。
- ③ 地域の「稼ぐ力」向上への貢献度。
- ④ KPI の設定内容(特にアウトカム)含めて自走化を目指す取組となっているか。

(2) 事業スケジュール

- 3月18日：事業説明会、伴走支援相談開始
- 4月15日：応募締切 ※12時
- 4月20日～24日：機構職員によるヒアリング
- 5月18日：本審査会(オンライン形式)
- ※自走化モデル創出支援対象。観光地づくり支援は書面審査にて実施。
- 5月下旬：採択通地
- 6月上旬～2月26日：事業実施、各種伴走支援
- 10月9日：中間報告書類提出(厳守)
- 2月上旬～3月上旬：事業報告書提出、成果報告会
- 3月5日：精算書類提出(厳守)

9. 変更・中止および支援

(1) 事業の中止、内容の変更

- ① 採択後に内容の変更や中止が生じた場合は、速やかに担当へ報告・相談の上、「交付内容変更申請書」を提出し、機構の承認を得ること。

② 事業中止の場合、下限の総事業費等を満たしていれば、それまでにかかった費用は計上可能。

(2) 地域への支援(希望団体のみ)

以下の①での支援を希望する場合は、電子申請「応募フォーム」の「伴走支援、重点支援事業」部分で、「希望する」を選択し、具体的な希望内容を入力すること。

① 外部アドバイザーの派遣によるサポート。

- ・希望団体からの要望を受け観光機構にて選定。
- ・選定された事業の着実な推進を図るため、コーディネーターとして外部アドバイザー(メディア関係者、旅行会社社員、学識経験者、コンサルタント等)を派遣し、専門的見地からの助言・提案等の側面支援を行う。

(3) 情報発信支援事業(コンサルティング・実証事業の実施)

① 希望団体からの要望を受け観光機構にて選定。

② 採択団体向けの「情報発信支援事業」として、国内外向け SNS による情報発信について、セミナーの実施や支援希望団体への専門家によるコンサルティング及び実証事業を行う。

(4) 事業検証(予定)

旅行商品造成に向けた、旅行会社等が参加するモニターツアーの実施など、磨き上げたコンテンツ、ルートの検証などを行う。(具体的な内容、時期等は検討中)

10. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は観光機構が別に定めるものとする。

本事業は、道議会令和8年第1回定例会、及び北海道観光機構第8回理事会の議決前につき、事業予算額及び事業内容等が変更となる可能性がある。

区 分	内 容
●対象事業	1. マーケティング調査 戦略策定、観光客のニーズ把握のための各種調査 2. メニューの開発 観光素材の磨き上げ、体験型・滞在型交流プログラムの企画・開発・提供(実証事業) 3. 人材の育成 受入体制機能向上に向けた人材育成研修等に係る取り組み 4. 利便性の向上 地域周遊モデルコースの設定・観光周遊バスの実証運行・交通事業者連携による周遊パスの企画・販売、その他(鉄道・タクシー・バスなど)二次交通整備に係る取り組み 5. 案内機能強化 外国人観光客等への案内機能の向上に向けた取り組み、情報端末を活用した地域交通情報の集約・発信等 6. 受入環境の整備 観光DXに伴う非接触型入場券などの開発 7. 需要の喚起 上記の取り組みを検証するための、情報発信(媒体)、プロモーション(セールスコール、イベント出展)など 8. その他 事業の目的を達成するために必要な事業
●対象経費	1. 事業に付帯する媒体宣伝、印刷・製本、消耗品購入、通信・運搬、役務費、物品のリース、会議室料等(但し、事務局による打ち合わせ等での食糧費は除く。) 2. 人材育成に係る各種セミナー、研修会への参加費、講師に係る経費(旅費(宿泊費含む)、謝金)等 3. モニターツアー・アドバイザー派遣等に係る経費(旅費、宿泊費、施設入場料・体験料、謝金等)。 モニターツアーの場合、招請者と通訳のみ対象。事務局員は1名まで対象とする。 4. 取り組みを検証するための(プロモーション)活動費。旅行会社、メディア等へのセールス(出張)旅費、催事イベントへの出展(原則、事務局員のみ。但し、 出張等に係る日当・食糧費を除く) 5. 実証運行に係るバス・タクシー(貸切・乗合など)の借上料(契約書要) 6. マーケティング調査(分析)費 7. 案内板制作に係るデザイン料、翻訳料、設置費等 8. ウェブサイトによる情報発信のための情報収集、コンテンツ制作、デザイン、など 9. その他、商品開発に取り組むために必要とされる諸経費 ※:旅費・宿泊費は原則、実費支給とする。(但し、定額支給を行っている団体は旅費規程(写し)の提出を求められることがある。) ※: 原則、1契約 30 万円以上の発注を行う場合は、2 件以上から(事業者 2 件から) ※: 委託事業については、金額を問わず再委託不可とし、事前の見積提出(2 社以上と機構の承認を必須とします)。
●対象期間	1. <u>採択通知日以降の着手事業を対象とする。</u> ※納品書、請求書は採択通知日以降発行のものを有効とする。 ※採択日以前に着手した事業は、支援対象事業として認めない。 2. 地元負担金で実施した事業についても、採択日以前の着手事業は負担金の助成対象外とし、採択日以降に発生する経費も含めて、同一事業としての精算処理を認めない。